



Title	中国古代における王の呼称 : 上博楚簡『鄭子家喪』を中心として
Author(s)	草野, 友子
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2009, 43, p. 19-34
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/8390">https://hdl.handle.net/11094/8390</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 中国古代における王の呼称

——上博楚簡『鄭子家喪』を中心として——

草野友子

## 一、上博楚簡『鄭子家喪』における「王」と「君王」

新出土文献「上博楚簡」<sup>[1]</sup>には、春秋時代の楚王に関する故事が多数含まれている。その楚王故事を概観すると、「王」と「君王」という二つの呼称が同時に使用されていることに気づく。そこには何か意識的な使い分けがあるのではなからうか。

その手がかりの一つとして、「王」と「君王」の呼称が同時に見える上博楚簡『鄭子家喪』をまず取り上げてみたい。

上博楚簡『鄭子家喪』（馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』、上海古籍出版社、二〇〇八年十二月）は、鄭の子家の死をめぐる、楚の莊王（在位、前六一三～前五九一）が鄭を包囲するに至り、さらに鄭を救援した晋に両策で大勝するという内容である。以下に、筆者が確定した本文を掲げてみよう。<sup>[2]</sup>

鄭子家喪、邲人來告。莊王就大夫而与之言曰、「鄭子家殺其君、不穀日欲以告大夫、以邦之病、以及於今。天厚楚邦、使為諸侯正。今鄭子家殺其君、將保其寵光、以及入地。如上帝鬼神以為怒、吾將何以答。雖邦之病、將必為師。」乃起師圍鄭三月。鄭人請其故。王命答之曰、「鄭子家顛覆天下之礼、弗畏鬼神之不祥、戕賊其君、余將必使子家母以成名位於上、而滅覆於下。」鄭人命以子良為質、命使子家梨木三寸、疏索以紘、母敢丁門而出、掩之城基。王許之。師未還、晉人涉、將救鄭、王將還。大夫皆進曰、「君王之起此師、以子家之故。今晉人將救子家、君王必進師以逐之。」王焉還軍以逐之、与之戰於兩棠、大敗晉師焉。

（鄭の子家 喪し、邲人來たりて告ぐ。莊王 大夫に就きて之と言いて曰く、「鄭の子家 其の君を殺し、不穀 日び以て大夫に告げんと欲するも、邦の病を以て、以て今に及ぶ。天 楚邦を厚くし、諸侯の正と為さしむ。今 鄭の子家 其の君を殺すも、將に其の寵光を保ちて、以て地に入るに及ばんとす。如上帝鬼神以て怒を為さば、吾將に何を以て答えん。邦の病と雖も、將に必ず師を為さんとす。」と。乃ち師を起して鄭を圍むこと 三月。鄭人 其の故を請う。王 命じて之に答えしめて曰く、「鄭の子家 天下の礼を顛覆し、鬼神の不祥を畏れず、其の君を戕賊す。余 將に必ず子家をして成名を以て上に位する母くして、下に滅覆せしめんとす。」と。鄭人 命じて子良を以て質と為さしめ、命じて子家をして梨木三寸、疏索以て紘し、敢えて丁門より出す母く、之を城基に掩わしむ。王 之を許す。師 未だ還らざるに、晉人 涉りて、將に鄭を救わんとし、王 將に還らんとす。大夫皆進みて曰く、「君王の此の師を起すは、子家の故を以てなり。今 晉人 將に子家を救わんとし、君王必ず師を進めて以て之に逐る。」と。王焉に軍を還して以て之に逐り、之と兩棠に戦い、大いに晉師を敗る。）

本篇について、原釈文担当者の陳佩芬氏は、波線部の「王焉還軍以辺之」も大夫の發言箇所と見なし、「王焉還軍以起之（王焉んぞ軍を還して以て之を起さん）」と釈読している。しかし、大夫の發言中に、莊王を「君王」と呼ぶことが二回、「王」と呼ぶことが一回となっているのは不自然に思われる。文脈を見る限りでは、甲乙つけがたいが、「君王」「王」という呼称の違いが会話部分を確定する決定的な基準となりうるのではなからうか。そこでまず、上博楚簡における「王」と「君王」という呼称の使い分けについて考察してみたい。

## 二、上博楚簡における「君王」の呼称

では、『鄭子家喪』以外の上博楚簡の文献において、「王」に対する呼称はどのようになっているのであろうか。君臣間の問答を記す文献を確認すると、上博楚簡『魯邦大旱』では、魯の哀公に対して孔子が使用する呼称は「公」、上博楚簡『競建内之』『鮑叔牙与隰朋之諫』では、齊の桓公に対して鮑叔牙・隰朋が使用する呼称は「公」、上博楚簡『成家父』では、晋の厲公に対して成家父（卻雙）が使用する呼称は「君」もしくは「主君」である。これらの文献は、魯の哀公、齊の桓公、晋の厲公という王号を称していない君主との問答体であるため、「王」や「君王」といった呼称は登場しない。「王」や「君王」の呼称が頻出する文献は、楚王故事である。

二〇〇八年までに公開済みの上博楚簡中の楚王故事は、『莊王既成』『鄭子家喪』『申公臣靈王』『平王問鄭寿』『平王与王子木』『昭王毀室』『昭王与龔之暉』『君人者何必安哉』『東大王泊旱』の九篇である。以下、楚王故事の用例を確認しよう。なお、『莊王既成』『平王与王子木』には「君王」の呼称が見えないため、検討からは除外する。（□は竹簡の欠損字部分、「」内は文意によって補った文字、…は竹簡が連続しないことを示す。）

①禦於棘遂、陳公子皇囚皇子。王子圉奪之、陳公爭之。王子圉立為王。陳公子皇見王。王曰、「陳公忘夫棘遂之下乎。」陳公曰、「臣不知君王之將為君。如臣知君王之為君、臣將有致焉。」王曰、「不穀以笑。陳公是言棄之。今日陳公事不穀、必以是心。」陳公跪拜、起答、「臣為君王臣。君王免之死、不以振斧質。何憐心之有。」

②競平王就鄭壽、猷之於宗廟、曰、「禍敗因重於楚邦、懼鬼神以取怒、思先王亡所歸、吾何改而可。」鄭壽始不敢答、王固猷之答。「鄭壽曰」、「諾。毀新都栽陵臨陽、殺左尹宛·少師無忌。」王曰、「不能。」鄭壽曰、「如不能、君王與楚邦懼難。」鄭壽告有疾、不事。明歲、王復見鄭壽、鄭壽出、拋路以須、王與之語少少、王笑曰、「前冬言曰、「邦必亡」、我及今何若。」答曰、「臣為君王臣、介備名、君王遷居、辱於老夫。君王所改多多、君王保邦。」王笑、「如我得免、後之人何若。」答曰、「臣弟喪、謙恭淑德、民是觀望。」

③昭王為室於死潛之澆、室既成、將落之。王誠邦大夫以飲酒。既釁落之、王入將落、有一君子喪服躡廷、將跽闈。稚人止之曰、「君王始入室、君之服不可以進。」不止曰、「小人之告豈將專於今日。尔必止小人、小人將招寇。」稚人弗敢止。至闈、卜令尹陳省為視日。告、「僕之母辱君王不逆、僕之父之骨在於此室之階下。僕將殮亡老□□以僕之不得、并僕之父母之骨私自斂。卜令尹不為之告。君不為僕告、僕將招寇。」卜令尹為之告。「王曰、「吾不知其尔墓。尔何待既落焉。從事。」王徙居於平漫、卒以大夫飲酒於平漫。因令至備毀室。

④昭王躡逃珩。龔之擘馭王、將取車。大尹遇之、披衲衣。大尹入告王、「僕遇擘將取車、披衲衣。擘介趣君王、不獲引頸之罪。君王、至於正冬而披衲衣。」王召而與之衽襍。龔之擘披之、其衿見至逃珩。王命龔之擘母見。

大尹聞之、自訟於王、「老臣為君王守視之臣、罪其容於死。或昧死言、僕見之脾寒也、以告君王。今君王有命脾母見。此則僕之罪。」王曰、「大尹之言脾、何訛有焉。天加禍於楚邦、霸君吳王廷至於郢、楚邦之良臣所暴骨。吾未有以憂其子。脾既与吾同車、有「衿」衣、思邦人皆見之。」三日焉、命巽之脾見。

⑤范叟曰、「君王有白玉三回而不踐、命為君王踐之、敢告於見日。」王乃出而見之。王曰、「范乘、吾安有白玉、三回而不踐哉。」范乘曰、「楚邦之中、有食田五頃、竿管衡於前。君王有楚、不聽鼓鐘之声。此其一違也。玉珪之君、百姓之主、宮妾以千百數。君王有楚、侯子三人、一人杜門而不出。此其二違也。州徒之樂、而天下莫不語之、王之所以為目觀也。君王隆其祭、而不為其樂。此其三違也。先王為此、人謂之安邦、謂之利民。今君王尽去耳目之欲、人以君王為所以傲。民有不能也、鬼無不能也、民詛而思崇之、君王雖不長年、可也。叟行年七十矣、言不敢憚身。君人者何必安哉。桀・紂・幽・厲、戮死於人手、先君靈王、乾溪殞崩。君人者何必安哉。」

⑥簡大王泊旱、命龜尹羅貞於大夏、王自臨卜。王向日而立。王汗至帶。龜尹知王之炙於日而病疥、儀愈突。釐尹知王之病勝。龜尹速卜高山深溪。王以問釐尹高、「不穀瘵甚病驟、夢高山深溪。吾所得成於庸中者、無有名山名溪欲祭於楚邦者乎。當詔而卜之於大夏。如慶、將祭之。」釐尹許諾、詔而卜之、慶。釐尹至命於君王【A】、「既詔而卜之、慶。」王曰、「如慶、速祭之。吾瘵瘋病。」釐尹答曰、「楚邦有常故。焉敢殺祭。以君王之身殺祭、未嘗有。」王入以告安君与陵尹子高、「卿為私便。人將笑君。」陵尹・釐尹皆給其言以告太宰、「君聖人且良長子、將正於君。」太宰謂陵尹、「君入而語僕之言於君王、君王之瘵從今日已瘥。」陵尹与釐尹【曰】、「有故乎。願

聞之。」太宰言、「**君王**元君、不以其身變釐尹之常故。釐尹為楚邦之鬼神主、不敢以**君王**之身變亂鬼神之常故。夫上帝鬼神高明甚、將必知之。**君王**之病將從今日以已。」令尹子林問於太宰子止、「為人臣者亦有爭乎。」太宰答曰、「**君王**元君、君善、大夫何用爭。」令尹謂太宰、「唯。將為客告。」太宰起而謂之、「皆楚邦之將軍、作色而言於廷。王事何必三軍有大事、邦家以軒輊、社稷以危歟。邦家大旱、因資智於邦。」王諾、將鼓而涉之、**王**夢三闋未啓。**王**以告相徙与中余、「今夕、不穀夢若此何。」相徙・中余答、「**君王**當以問太宰晋侯、彼聖人之子孫。將必鼓而涉之、此何。」太宰進答、「此所謂之旱母。帝將命之、修諸侯之君之不能治者、而刑之以旱。夫雖母旱、而百姓移以去邦家。此為君者之刑。」**王**叫而哭、而泣謂太宰、「一人不能治政而百姓以絕。」侯太宰遜、伴進太宰、「我何為、歲焉熟。」太宰答、「如**君王**修郢郊、方若然理、**君王**毋敢災害。界・相徙・中余与五連小子及寵臣皆属毋敢執藻簞。」**王**許諾、修四郊三日、**王**有野色、属者有囑人。三日大雨邦浸之。発駟蹠四疆、四疆皆熟。

①『申公臣靈王』は、楚の王子圉(後の靈王(在位、前五四〇～前五二九))と陳公子皇(穿封戌)との間に起こった捕虜(鄭の皇頡)をめぐる争いについて記す文献である。②『平王問鄭寿』は、楚の平王(在位、前五二八～前五一六)が国の「禍敗」について鄭寿(卜尹の親従)と問答し、鄭寿からの諫言・予言を受け入れない平王の姿が描かれている。③『昭王毀室』は、楚の昭王(在位、前五一一五～前四八九)による新宮造営の際に、その地において父母の合葬を願い出る「君子」が登場する説話である。④『昭王与龔之腓』は、楚の昭王とその御者であった龔之腓とに関する説話である。⑤『君人者何必安哉』は、楚の昭王に対して范乘(范無宇)が諫言するという内容で

ある。⑥『東大王泊旱』は、楚の簡王（在位、前四三一～前四〇八）の時代に起こった旱魃の際の出来事について記されている。

以上の楚王故事では、状況を説明する文中、すなわち地の文では「王」、会話部分で臣下が王に対して呼びかける際には「君王」というように、明らかに使い分けがなされている<sup>④</sup>。ただし、『東大王泊旱』については、【A】の箇所のみ状況説明の文中に「君王」の記載が見える。しかし、これは唯一の例外であり、他の用例では意識的に「君王」を使用していることから、元々「王」のみであったものが、竹簡に書写する際に「君王」と誤写された可能性が高い。なお、『東大王泊旱』の会話文中に度々出てくる「君」の呼称は、王が臣下（安君・陵尹子高）を呼ぶ場合、臣下同士（太宰・陵尹・釐尹）が互いに呼ぶ場合、君主を指す場合（「諸侯之君」「為君者」）の三通りがある。

以上のように、上博楚簡中の楚王故事では、「王」と「君王」とが明らかに使い分けられている。つまり、「王」と「君王」という呼称が、会話部分を見分ける一つの目安となるのである。従って、「君王」と記載されている箇所は、ただちに会話部分であると認定できる。これを踏まえれば、上博楚簡『鄭子家喪』の大夫の発言箇所は、「君王之起此師、以子家之故。今晋人将救子家、君王必進師以辺之。」とするのが最も妥当な解釈と言えよう。

### 三、伝世文献における「君王」の呼称

では、伝世文献において「君王」の呼称はどのような時に使われているのであろうか。

まず、『左伝』の用例を確認しておこう。『左伝』において「君王」の呼称は、楚に関する記述中に見える。

初、楚子將以商臣為太子、訪諸令尹子上。子上曰、「君之齒未也、而又多愛、黜乃亂也。楚国之舉、恒在少者。且是人也、蠱目而豺声、忍人也、不可立也。」弗聽。既、又欲立王子職、而黜太子商臣。商臣聞之而未察、告其師潘崇曰、「若之何而察之。」潘崇曰、「享江芊而勿敬也。」從之。江芊怒曰、「呼、役夫、宜君王之欲殺女而立職也。」告潘崇曰、「信矣。」潘崇曰、「能事諸乎。」曰、「不能。」「能行乎。」曰、「不能。」「能行大事乎。」曰、「能。」冬、十月、以宮甲困成王。王請食熊蹯而死。弗聽。（『左傳』文公元年伝）

（このでの「楚子」とは楚の成王（在位、前六七一年～前六二六年。莊王の前々代）を指す。子上（楚の令尹）は成王を「君」と呼び、江芊（成王の妹）が成王のことを言う際には「君王」の呼称が使用されている。

楚子之為令尹也、為王旌以田。芋尹無宇斷之、曰、「一國兩君、其誰堪之。」及即位、為章華之宮、納亡人以實之。無宇之闖入焉。無宇執之、有司弗与、曰、「執人於王宮、其罪大矣。」執而謁諸王。王將飲酒、無宇辭曰、「天子経略、諸侯正封、古之制也。封略之内、何非君土。食土之毛、誰非君臣。故詩曰、「普天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣。」天有十日、人有十等。下所以事上、上所以共神也。故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣輿、輿臣隸、隸臣僚、僚臣僕、僕臣台。馬有圉、牛有牧、以待百事。今有司曰、「女胡執人於王宮。」將焉執之。周文王之法曰、「有亡、荒閱」、所以得天下也。吾先君文王作僕区之法、曰、「盜所隱器、与盜同罪」、所以封汝也。若從有司、是無所執逃臣也。逃而舍之、是無陪台也。王事無乃闕乎。昔武王數紂之罪以告諸侯曰、「紂為天下逋逃主、萃淵藪。」故夫致死焉。君王始求諸侯而則紂、無乃不可乎。若以二文之法取之、盜有所在矣。」王曰、「取而臣以往。盜有寵、未可得也。」遂赦之。（『左傳』昭公七年伝）

ここでの「楚子」とは楚の靈王であり、無宇（楚の芋尹）が楚の靈王に対して言う、すなわち臣下が自国の王に対して言うときに「君」「君王」の呼称が使われている。会話文中の「王」は広義での「王」、「周文王」は周の文王、「先君文王」は楚の文王、「武王」は周の武王を指す。

この他に「君王」の呼称は、成公九年伝、襄公十八年伝、昭公十二年伝、昭公二十年伝、昭公二十一年伝、昭公二十六年伝、哀公六年伝に見られ、これらはいずれも楚王（共王・康王・靈王・平王・昭王）に対して使用されている例である。楚は早くから王号を僭称し、楚の武王の時（在位、前七四〇年～前六九〇）にはすでに王号を称していたとされる。<sup>5)</sup>従って、「君王」の呼称も、楚において古くから定着していたと考えられる。

次に、『国語』の例を見てみよう。『国語』楚語下には、次のようにある。

呉人入楚、昭王奔郢。郢公之弟懷將弑王、郢公辛止之。懷曰、「平王殺吾父、在国則君、在外則讎也。見讎弗殺、非人也。」郢公曰、「夫事君者、不為外内行、不為豊約拳、苟君之、尊卑一也。且夫自敵以下則有讎、非是不讎。下虐上為弑、上虐下為討、而況君乎。君而討臣、何讎之為。若皆讎君、則何上下之有乎。吾先人以善事君、成名於諸侯、自鬪伯比以來、未之失也。今爾以是殃之、不可。」懷弗聽、曰、「吾思父、不能顧矣。」郢公以王奔隨。王婦而賞及郢・懷、子西諫曰、「君有二臣、或可賞也、或可戮也。君均之、群臣懼矣。」王曰、「夫子期之二子耶。吾知之矣。或礼於君、或礼於父、均之、不亦可乎。」（『国語』楚語下）

（この）での「王」「君」「君王」は昭王を指し、子西（平王の子、昭王の庶兄）が昭王に対して「君王」と呼んでいる。楚語において、臣下が楚王のことを「君」と呼ぶ例は多く見られるが、「君王」の呼称が用いられているのは、

この一例のみである。一方で、「君王」の呼称は呉語・越語に多く見られる。例えば、呉語に次のようにある。

呉王夫差起師伐越、越王句踐起師逆之。大夫種乃獻謀曰、「夫呉之与越唯天所授、王其無庸戰。夫申胥・華登簡服呉国之士於甲兵、而未嘗有所挫也。夫一人善射、百夫決拾、勝未可成也。夫謀必素見成事焉、而後履之、不可以授命。王不如設戎、約辭行成、以喜其民、以広修呉王之心。吾以下之於天、天若棄呉、必許吾成而不吾足也、將必寬然有伯諸侯之心焉。既罷弊其民而天奪之食、安受其燼、乃無有命矣。」越王許諾、乃命諸稽郢行成於呉曰、「寡君句踐使下臣郢不敢顯然布幣行礼、敢私告於下執事曰、昔者越国見禍、得罪於天王。天王親趨玉趾、以心孤句踐而又宥赦之。君王之於越也、緊起死人而肉白骨也。孤不敢忘天災、其敢忘君王之大賜乎。今句踐申禍無良、草鄙之人、敢忘天王之大德而思辺垂之小怨、以重得罪於下執事。句踐用帥二三之老、親委重罪、頓顙於辺。今君王不察、盛怒厲兵、將殘伐越国。越国固貢獻之邑也、君王不以鞭箠使之、而辱軍士使寇令焉。句踐請盟。一介嫡女、執箕箒以咳姓於王宮。一介嫡男、奉槃匱以隨諸御。春秋貢獻、不解於王府。天王豈辱裁之。亦征諸侯之礼也。夫諺曰、「狐埋之而狐搯之、是以無成功。」今天王既封植越国、以明聞於天下、而又刈亡之、是天王之無成勞也。雖四方之諸侯、則何實以事呉。敢使下臣尽辞、唯天王秉利度義焉。」（『国語』呉語）

（ここでは、まず、越の大夫種が越王句踐を呼ぶ際に「王」と言っている。そして、越王句踐の命で和議を請いに呉に行った諸稽郢（越の大夫）は、越王句踐の言葉を伝える際、越王句踐のことを「寡君」、呉王夫差のことを「君王」、呉王闔廬（夫差の父）のことを「天王」と呼ぶ。すなわち、自国の王に対しては謙って「寡君」と、他国の

王に対しては敬意を込めて「君王」や「天王」と呼んでいるのである。続いて、次のようにある。

呉王夫差乃告諸大夫曰、「孤將有大志於齊、吾將許越成、而無拂吾慮。若越既改、吾又何求。若其不改、反行、吾振旅焉。」申胥諫曰、「不可許也。夫越非実忠心好呉也、又非懾畏吾兵甲之彊也。大夫種勇而善謀、將還玩呉國於股掌之上、以得其志。夫固知君王之蓋威以好勝也、故婉約其辭、以從逸王志、使淫樂於諸夏之國、以自傷也。使吾甲兵鈍弊、民人離落、而日以憔悴、然後安受吾燼。夫越王好信以愛民、四方婦之、年穀時熟、日長炎炎。及吾猶可以戰也、為虺弗摧、為蛇將若何。」呉王曰、「大夫奚隆於越、越曾足以為大虞乎。若無越、則吾何以春秋曜吾軍士。」乃許之成。將盟、越王又使諸稽郢辭曰、「以盟為有益乎。前盟口血未乾、足以結信矣。以盟為無益乎。君王舍甲兵之威以臨使之、而胡重於鬼神而自輕也。」呉王乃許之、荒成不盟。（『國語』呉語）

ここで「君王」の呼称は、申胥が呉王夫差（自国の王）のことを呼ぶ場合と、越王句踐が使者である諸稽郢を通して呉王夫差（他国の王）のことを呼ぶ場合とに使用されている。また、越語上においても同様の例が見える。

越王句踐棲於会稽之上、乃号令於三軍曰、「凡我父兄昆弟及国子姓、有能助寡人謀而退呉者、吾与之共知越国之政。」大夫種進対曰、「臣聞之賈人、夏則資皮、冬則資絺、早則資舟、水則資車、以待乏也。夫雖無四方之憂、然謀臣与爪牙之士、不可不養而挾也。譬如蓑笠、時雨既至必求之。今君王既棲於会稽之上、然後乃求謀臣、無乃後乎。」句踐曰、「苟得聞子大夫之言、何後之有。」執其手而与之謀、遂使之行成於呉、曰、「寡君句踐乏無所使、使其下臣種、不敢徹声聞於天王、私於下執事曰、寡君之師徒不足以辱君矣、願以金玉子女、賂君之辱、

請句踐女於王、大夫女於大夫、士女於士。越国之宝器畢從、寡君帥越国之衆、以從君之師徒、唯君左右之。若以越国之罪為不可赦也、將焚宗廟、係妻孥、沈金玉於江、有帶甲五千人將以致死、乃必有偶。是以帶甲万人事君也、無乃即傷君之所愛乎。与其殺是人也、寧其得此国也、其孰利乎。」(『国語』越語上)

ここでは、大夫種が越王句踐のことを「君王」と呼ぶ例と、使者として呉に行つた大夫種が呉王夫差のことを「君王」と呼ぶ例とが見られる。また、大夫種は句踐を「寡君」と呼び、夫差を「天王」や「君」と呼んでいる。

このように、「君王」の呼称は、自国の王に対して言う場合と、他国の王に対して言う場合とに大別できる。後者については、自国の王を「寡君」と呼び、他国の王を「君王」と呼ぶ例もあるため、「君王」は敬意を込めた呼称であることが窺える。また、「君王」の呼称は、上博楚簡と同じく、会話文中のみに用いられている。

楚・呉・越の国に「君王」の呼称が多く見られるのは、これら南方の長江流域の国々が早くから王号を僭称していたためであろう。呉は呉寿夢(前五八五)、越は越王句踐(前四九六)の時代には王号を称していたとされ、「君王」の呼称も伝統的に使われていたと推測できる。一方、中原の各国は周王室との関係から、君主は自ら王号を名乗らず、君主に対する呼称も「君」や「公」のみであった。ところが、戦国時代になると、楚・呉・越以外の国でも、「君王」の呼称が使用されるようになる。『戦国策』には、次のようにある。

(a) 応侯曰、「請問其説。」蔡沢曰、「吁、何君見之晩也。夫四時之序、成功者去。夫人生手足堅強、耳目聡明聖知、豈非士之所願与。」応侯曰、「然。」蔡沢曰、「質仁秉義、行道施懷於天下、天下德榮敬愛、願以為君。」  
 君、豈不弁智之期与。」  
 応侯曰、「然。」(『戦国策』秦策)

(b) 闢対曰、「不然。闢聞古大禹之時、諸侯万国。何則。德厚之道、得貴士之力也。故舜起農畝、出於野鄙而為天子。(中略)是以堯有九佐、舜有七友、禹有五丞、湯有三輔、自古及今而能虛成名於天下者無有。是以**君王**無羞亟問、不媿下学。是故成其道德而揚功名於後世者、堯・舜・禹・湯・周文王是也。(以下略)」（『戦国策』齊策）

(a) では秦の応侯と蔡沢（燕の人、説客）との会話中、蔡沢が昭襄王に対して「君王」と呼び、(b) では齊の宣王と顔闢（齊の処士）との会話中に「君王」の呼称が見える。すなわち、戦国の七雄が台頭し、各国で王号を称するようになった戦国時代以降、「君王」と呼ぶ用例が各地で見られるようになるのである。おそらく南方の長江流域の国々で伝統的に使用されていた「君王」の呼称が中原にも流入したのであろう。周王室の衰退は、こうした呼称からも感じ取ることができるとも言える。<sup>6)</sup>ただし、周王については『礼記』に次のような例がある。

文王謂武王曰、「女何夢矣。」武王対曰、「夢帝与我九齡。」文王曰、「女以為何也。」武王曰、「西方有九国焉、**君王**其終撫諸。」文王曰、「非也。古者謂年齡、齒亦齡也。我百爾九十、吾与爾三焉。」文王九十七乃終、武王九十三而終。（『礼記』文王世子）

この箇所は、周の文王と武王との会話中、武王が見た夢の中で「帝」（天）が武王に対して「君王」と呼んだことを示す例である。しかし、周王に対して「君王」の呼称が使われている例は、『詩経』や『書経』、『国語』周語などの伝世文献には見られない。従って、周王室では元来、「君王」の呼称は使用されていなかった可能性が高い

と考えられる。<sup>⑦</sup>『礼記』文王世子の成立時期を確定することはできないが、想像を逞しくすれば、戦国時代以降に「君王」の呼称が中原に流入し、一般的に使用されるようになってから書写されたものが現行本として伝わったために、「君王」の呼称が見えるという可能性も指摘できよう。<sup>⑧</sup>

以上、上博楚簡と伝世文献とにおける「君王」の用例を検討した。「王」と「君王」とは、全く同一の呼称なのではない。意識的に使い分けられていたのである。

### 注

- (1) 上博楚簡とは、『上海博物館藏戰國楚竹書』（馬承源主編、上海古籍出版社）を指し、二〇〇一年から二〇〇八年までに第一分冊から第七分冊まで刊行されている（統刊）。竹簡の書写年代については、二二五七±六五五年前という中国科学院上海原子核研究所の炭素十四の測定値が紹介されている（「馬承源先生談上海簡」、『上海博物館藏戰國楚竹書研究』、上海書店出版社、二〇〇二年）。一九五〇年を定点とする国際基準に従えば、前三〇八±六五五年となり、下限は秦の將軍白起が郢を占領した前二七八年となる可能性が高いため、書写年代は前三七三年から前二七八年の間と推定される。
- (2) 本稿掲載の上博楚簡「鄭子家喪」とその他の上博楚簡所収文献の本文は、原釈文と各研究書及び「簡帛網」（<http://www.bsm.org.cn/>）、「復旦大學出土文獻與古文字研究中心」（<http://www.guwenzi.com/Default.asp>）等に掲載されている論文・札記をもとに筆者が確定したものである。紙幅の都合上、逐一の注記を省く。
- (3) この箇所は、原釈文では「而後楚邦」と釈読されているが、侯乃峰氏の解釈に従って、「天厚楚邦」と釈読する（『上博七・鄭子家喪』「天後（厚）楚邦」小考、簡帛網、二〇〇九年一月六日）。
- (4) なお、会話文中に「王」とのみ書かれているものは、広義での「王」を指す。
- (5) 例えば『左伝』桓公六年伝に「楚武王侵隨」とあり、「武王」の表現が見える。
- (6) なお、例えば『史記』項羽本紀に、項羽に対して「君王」と呼ぶ例がある（「君王与沛公飲、軍中無以為菜、請以劍舞。」）など、伝世文献上に多数見えることから、「君王」の呼称は後世に継承されていったことがわかる。

(7) ただし、出土地点は不明であるが、西周晩期の金文「弔邦父作簠 用征君王 子子孫孫 其万年無□」（「叔邦父簠」、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』第九冊（中華書局、一九八八年）所収）の中に「君王」と見える。しかし、ここでの「君王」は、会話文中の呼称として使われているものではないと思われる。なお、諸侯と天子という意味で「君王」の語句が使われることもある（「室家君王」（『詩経』小雅・鴻雁之什・斯干）、「室家一家之内、宣王将生之子、或且為諸侯、或且為天子。」（鄭玄箋））。

(8) 『礼記』の成立年代については大半の篇は漢初の成立とするのが通説であったが、郭店楚簡・上博楚簡という戦国中期に書写された竹簡が発見され、その中に『礼記』と重複する文献（郭店楚簡・上博楚簡『緇衣』、上博楚簡『民之父母』等）が含まれていたことから、大部分が先秦に成立していた可能性が高くなった。

〔付記〕 本稿は、平成二十一年度日本学術振興会・科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）

## 摘要

### 關於中國古代“王”的稱呼——以上博楚簡《鄭子家喪》為中心考察——

草野 友子

本稿考察《上海博物館藏戰國楚竹書》(馬承源主編,上海古籍出版社。以下簡稱,上博楚簡)和傳世文獻中“王”與“君王”的稱呼使用區別。

上博楚簡《鄭子家喪》(馬承源主編《上海博物館藏戰國楚竹書(七)》,上海古籍出版社,2008年12月)的內容是鄭子家死後,楚莊王圍鄭,晉國發兵欲救鄭,與楚戰於兩棠,晉軍大敗。本篇討論楚大夫發言部分的範圍,筆者推測“王”與“君王”的稱呼是確定會話部分的重要線索。

探討上博楚簡中楚王的故事時,可以明確的知道“王”與“君王”的使用區別,在說明狀況的文中用“王”,而在會話中臣下稱王為“君王”。也就是說,根據“王”與“君王”稱呼的使用區別可以認定會話的範圍。因此,可以確定上博楚簡《鄭子家喪》中大夫的發言部分的範圍。

那麼,傳世文獻中“君王”的稱呼是在怎樣的情況下被使用呢?《左傳》、《國語》中頻出“君王”的稱呼,主要使用在楚、吳、越國。在此,主要可以分為兩種形式,一種是對本國的王,另一種是對他國的王。其中對他國的王稱“君王”,而對本國的王稱“寡君”,從此我們知道“君王”是含有敬意的稱呼。同時,“君王”的稱呼只用在與上博楚簡同樣的會話文中。

在楚、吳、越國,使用很多“君王”的稱呼,其原因可能是南方的各國很早就僭稱王號。一方面,中原的各國因為與周王室的關係所以不用王號,對君主也只稱為“君”或“公”。但是,到了戰國時代,中原的各國逐漸開始使用“君王”的稱呼。筆者認為,隨著周王室的衰退和戰國七雄的抬頭,“君王”的稱呼流入中原,並被廣泛使用。

值得注意的是,《禮記·文王世子》中有對周武王稱“君王”的例文。但是,《詩經》、《書經》、《國語》等傳世文獻沒有對周王使用“君王”稱呼的例文,周王室本來沒有使用“君王”稱呼的可能性很高。

キーワード：王、君王、楚、上海博物館藏戰國楚竹書、『鄭子家喪』